

VI 航路標識の管理と整備

1 航路標識の設置状況

平成22年4月1日現在、当管区で管理している航路標識は、光波標識603基、電波標識6基、その他4基の計613基です。

(航路標識設置基数)

(単位:基)

光波標識	灯台	368	603	613	
	灯標	29			
	照射灯	25			
	導灯	8			
	指向灯	1			
	灯浮標	172			
電波標識	ディファレンシャルGPS局	2	6		
	無線方位信号所	レーマークビーコン			0
		レーダービーコン			4
その他	船舶通航信号所	4	4		

2 許可標識の設置状況

航路標識は、航路標識法第2条により、海上保安庁以外の者においても、海上保安庁長官の許可を受けて設置又は管理することができます。(以下「許可標識」という。)

平成22年4月1日現在、当管区では光波標識183基、電波標識2基、その他3基の計188基の許可標識があります。

(許可標識設置基数)

(単位:基)

光波標識	灯台	26	183	188
	灯標	51		
	照射灯	0		
	導灯	6		
	指向灯	1		
	灯浮標	19		
	橋梁灯	23		
	導標	0		
	浮標	5		
	橋梁標	9		
	その他	43		
電波標識	レーダービーコン	2	2	
その他	船舶通航信号所	3	3	